



IWAY基準

デジタルプラットフォーム ワークセクション

デジタルプラットフォームサービスに関する一般セクションの追加要件

一般セクションに含まれる要件は、イケアのバリューチェーンのプラットフォームに適用されます。このセクションの要件は、イケアにサービスを提供するプラットフォームワーカー向けに保証されます。

テクノロジーの発展が、新しい様式の仕事、つまりデジタルプラットフォームワークがここ数年で劇的に拡大する環境を作り出しました。この新しい様式の仕事に係る法律は、世界的にも多様で急速に変化しており、デジタルプラットフォームワーク自体も進化しています。

イケアの目標は、イケアにサービスを提供するすべてのプラットフォームワーカーの仕事が、道義にかなった有意義なものであるようサポートすることです。イケアのバリューチェーンにおけるプラットフォームワーカーの社会・労働条件について対話し、バリューチェーンにこのセクションを実装することから学び、このトピックを利害関係者やパートナーたちと共に前進させるための段階的なアプローチを取りたいというのが私たちの考えです。



1 効果的な手順とオープンな対話によるIWAY原則の維持

労働者と管理者の対話

基本

PW 1.1 プラットフォームワーカーは、IWAYに関連する権利と責任について認識していること。

3 子どもの保護と 学習・家庭生活 の支援

子どもの保護

必須

PW 3.1 児童労働の禁止。児童労働の疑いのある場合または確認された場合は直ちにイケアに報告すること。

基本

PW 3.2 法的に就業可能な最低年齢未満の子どもは、労働を行わないこと。

PW 3.3 法的に就業可能な最低年齢を超える子どもは、成人の監督下でない限り労働を行わないこと。

4 基本的な労働権の尊重

労働者の自由

必須

PW 4.1 強制労働や債務労働、囚人労働がないこと。強制労働や債務労働、囚人労働が疑われたまたは確認された場合には、直ちにイケアに報告すること。

基本

PW 4.2 プラットフォームワーカーは、他の企業やプラットフォームの仕事を自由にできること。

PW 4.3 プラットフォームワーカーは、プラットフォーム契約または同等のものを、合意した予告期間があればそれに則り、いつでも自由に終了できること。

PW 4.4 プラットフォームワーカーは、サービスの依頼を報復や罰則なく自由に断れること。

結社の自由と苦情の申し立て

基本

PW 4.5 プラットフォームワーカーは自由に、労働組合等の結成、加入、不参加する権利を有しており、団体交渉に参加できること。これらの権利は、身体的または精神的なものにかかわらず、差別や暴力、ハラスメントを恐れることなく、自由に行使できること。

PW 4.6 プラットフォームワーカーが報復を恐れず問題や苦情を提起する方法が確立されており、プラットフォームワーカーに周知されていること。問題や苦情内容は記録され、対処される。その際、プラットフォームワーカーの匿名性が守られること。

PW 4.7 顧客とプラットフォームワーカー間の争いの解決を促進する、透明性のある方法が導入されていること。

採用および雇用

基本

PW 4.8 プラットフォーム契約または同等のものの契約条件が明示され、プラットフォームワーカーが受け入れる前にその内容を理解すること。

イクオリティ・ダイバーシティ・インクルージョン

基本

PW 4.9 プラットフォームワーカーは、身体的および精神的な差別や暴力、ハラスメントを受けないこと。



5 適切な労働時間・賃金・能力開発の機会

勤務時間と休憩

基本

- PW 5.1 プラットフォームワーカーによるイケアに関連する労働時間が、週60時間を超過しないように制限するための計画が存在すること。
- PW 5.2 プラットフォームワーカーの休憩を、24時間のうち少なくとも連続する6時間以上は確保できるようにするための計画が存在する。

賃金と福利厚生

必須

- PW 5.3 プラットフォームワーカーがイケアに関連する労働により得られる賃金は、法定最低賃金と同等かそれ以上の金額であること。

基本

- PW 5.4 プラットフォームワーカーは、受託後の依頼取り消しについて補償を得ること。
- PW 5.5 ブランディング目的に必要な制服およびその他の装備品は、十分な数量が無償で提供されること。制服のクリーニング代や維持費は、支払賃金から差し引かれないこと。
- PW 5.6 プラットフォームワーカーに、医療保険および年金の掛け金の拠出オプションが提供されること。

上級

- PW 5.7 プラットフォームワーカーがイケアに関連する労働により得られる賃金は、労働関連支出を差し引いても、法定最低賃金と同等かそれ以上の金額であること。

能力開発

基本

PW 5.8 プラットフォームワーカーは、健康的かつ安全な方法でサービスを提供するための適性・能力を有すること。

上級

PW 5.9 プラットフォームワーカーは、技能や適性を伸ばすための資源を提供されていること。



6 労働者の安全と健康

労働安全衛生

必須

- PW 6.1 プラットフォームワーカーは、著しい労働安全衛生上の危険にさらされないこと。死亡事故は直ちにイケアに報告されること。
- PW 6.2 プラットフォームワーカーは、労災事故による病気や怪我の治療に適用され、永久的な障害や死亡の補償に適用される労災事故保険に加入するオプションを提供されること。

基本

- PW 6.3 プラットフォームワーカーは、顧客、第三者、またはプラットフォームワーカーの財産への損害や、顧客への障害の補償に適用される賠償責任保険に加入するオプションを提供されること。
- PW 6.4 メンタルヘルスや人間工学に関する事項を含む、労働安全衛生上のリスクが評価され、その結果がプラットフォームワーカーに提供されていること。
- PW 6.5 機器は安全に使用でき、安全な状況下で使用されること。
- PW 6.6 プラットフォームワーカーは、保護具と防護服を着用すること。保護具と防護服は、清潔で正常に機能し、特定のリスクに対応したものであること。

定義・用語集

事故	予期、意図せずに発生し、ケガ、病気、または死に至る事象または出来事。	危険性	生命、健康、または環境に一定レベルの脅威をもたらす状況。物理的、化学的、生物学的、人間工学的、または職業上の危険が含まれる。
子ども	18歳未満のすべての者を指す。ただし、適用される法令に基づき18歳未満でも成人とされる場合はその者を除く。	法的に就業可能な最低年齢	法的に就業可能な最低年齢は、国の法律で定められる雇用が可能な年齢を指す。
児童労働	就業可能な最低年齢に満たない子どもが行う労働であり、子どもの健全な身体的および精神的成長と発達を阻害し、尊厳を奪うものである。さらに、18歳未満の者が行う仕事も、業務の種類と時間、および労働環境により、「児童労働」と見なされることがある。	通知期間	通知日から最後の勤務日までの期間。
団体交渉	雇用主および労働者代表（労働者により独立して自由に選任される）間の交渉を意味する。	プラットフォーム	下記を含むデジタル労働プラットフォーム • ウェブベースプラットフォーム（地理的に分散した多数の者に仕事を外部委託するもの）および • 位置情報に基づくアプリケーション（運転、梱包、または家具の組み立てなどのサービス業型の仕事依頼を特定の地理的領域にいる個人に配分するもの）
差別	差別は、仕事をする能力に関係のない理由で、同等の状況で人が他の人よりも不利に扱われること。差別の根拠には、年齢、性別、性的指向、精神的または身体的障害、民族、国籍、宗教、婚姻または家族のステータス、職務を遂行する能力とは関係のない個人のアイデンティティなどが含まれる。	プラットフォームワーカー	プラットフォーム上で選択可能なオンラインまたは現地での短期業務を遂行する労働者。プラットフォームワーカーは独立して操業し、供給事業者やサービスプロバイダーまたはプラットフォームと雇用関係を持たない。
強制労働、債務労働、囚人労働	強制労働とは、脅迫や処罰の脅威のもとで、自ら任意に申し出たものでない労働またはサービスを意味する。所持品の没収、いつでも雇用契約を解消することができない、職場を離れる自由がないことが含まれる。 債務労働とは、強制労働の一種であり、直接または間接的に採用に関する費用や手数料、保証金、借金、賃金の前払い、賃金支払いの遅延などにより働かざるを得ない状況のこと。 囚人労働とは、囚人によって行われる仕事を指す。	深刻な労働安全衛生上の危険	直ちに生命の危険、または永久的な怪我や疾病を引き起こす可能性がある健康および安全上の危険。
		労働関連支出	業務を遂行する上で発生する操業費用